

報告第 11 号

小城市病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する告示
について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 26 年 6 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

江北町に委託して実施を行っている小城市病児・病後児保育の施設
利用料が変更となるため要綱の一部を改正しましたので報告をしま
す。

小城市告示第 42 号

小城市病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する告示

小城市病児・病後児保育事業実施要綱(平成 17 年小城市告示第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「診療所(以下「実施施設」という。)」の次に「の所在する市町」を加える。

別表を次のように改める。

利用時間	区分	委託先市町	施設利用料	おやつ代
午前8時から午後6時まで (1日当たり)	基本負担金	佐賀市	2,000円	200円
		江北町	1,000円	200円
	生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	佐賀市	免除	200円
		江北町	免除	200円
午前8時から午後1時まで又は 午後1時から午後6時まで (半日当たり)	基本負担金	佐賀市	1,000円	100円
		江北町	500円	100円
	生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	佐賀市	免除	100円
		江北町	免除	100円

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

小城市病児・病後児保育事業実施要綱(平成17年小城市告示第29号)新旧対照表

現行				改正後(案)					
別表(第11条関係) 利用料				別表(第11条関係) 利用料					
利用時間	区分	施設利用	おやつ代	利用時間	区分	委託先市町	施設利用料	おやつ代	
午前8時から午後6時まで	基本負担金(1日当たり)	2,000円	200円	午前8時から午後6時まで (1日当たり)	基本負担金	佐賀市	2,000円	200円	
	生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	免除	200円			江北町	1,000円	200円	
午前8時から午後1時まで 又は午後1時から6時まで	基本負担金(半日当たり)	1,000円	100円		生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	佐賀市	免除	200円
							江北町	免除	200円
午前8時から午後1時まで 又は午後1時から6時まで	基本負担金(半日当たり)	免除	100円	午前8時から午後1時まで 又は午後1時から午後6時まで (半日当たり)	基本負担金	佐賀市	1,000円	100円	
						江北町	500円	100円	
					生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	佐賀市	免除	100円	
						江北町	免除	100円	